

平成27年第1回定例会

1 議事日程第3号

3月13日(金曜日)午後1時30分開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議案第47号	平成27年度土幌町一般会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号3	議案第48号	平成27年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号4	議案第49号	平成27年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号5	議案第50号	平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号6	議案第51号	平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号7	議案第52号	平成27年度土幌町簡易水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号8	議案第53号	平成27年度土幌町公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号9	議案第54号	平成27年度土幌町農業共済事業特別会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号10	議案第55号	平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算 (予算審査特別委員会審査報告)
日程番号11	追加議案第56号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号12	追加議案第57号	一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号13	追加議案第58号	へき地保育所条例の全部を改正する条例案
日程番号14	追加議案第59号	平成26年度土幌町一般会計補正予算
日程番号15	意見書案第1号	「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書案
日程番号16	意見書案第2号	T P P交渉等国際貿易に係る意見書案
日程番号17	意見書案第3号	農協関係法制度の見直しに関する意見書案
日程番号18	決議案第1号	教育委員会の中立性を堅持する決議について (閉会中継続調査申出書)

2 出席議員(11名)

1番 秋間 紘一	2番 飯島 勝	3番 森本 真隆	5番 細井 文次
6番 出村 寛	7番 服部 悦朗	8番 清水 秀雄	9番 中村 貢
11番 大西 米明	12番 加藤 宏一	13番 加納 三司	

3 欠席議員（1名）

10番 和田 鶴三

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二
代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘
総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志
町民課長 波多野 義弘 保健福祉課長 大森 三宜子
産業振興課長 高木 康弘 建設課長 増田 優治
道路維持担当課長 佐藤 英明 子ども課長 高橋 典代
病院事務長 奥村 光正 特別養護老人ホーム施設長 金森 秀文
消防署長 荒田 雅則

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 参与 笠谷 直樹
教育課長 辻 亨 給食センター所長 鈴木 典人
高校事務長 藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 遠藤 政雄

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

9 議事録

(午後 1時30分)

	加納議長	ただいまの出席議員は11名であります。 なお、10番、和田議員より欠席届が出ていますので、報告します。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、大西米明議員及び12番、加藤宏一議員を指名いたします。
1		
2・3		日程第2、議案第47号「平成27年度土幌町一般会計予算」から日程
4・5		第10、議案第55号「平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予
6・7		算」、以上9件を関連議案とし、一括議題といたします。

8・9
10

藤 内
総務係長

委員会における審査報告書が提出されていますので、職員に朗読させます。

平成27年3月13日。

士幌町議会議長、加納三司様。

予算審査特別委員会委員長、秋間紘一。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記、事件の番号、件名、議案第47号 平成27年度士幌町一般会計予算、議案第48号 平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算、議案第49号 平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第50号 平成27年度士幌町介護保険事業特別会計予算、議案第51号 平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計予算、議案第52号 平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算、議案第53号 平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算、議案第54号 平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算、議案第55号 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算。

審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定。

以上です。

加納議長

ただいま朗読の審査報告書について委員長の補足説明があれば許します。秋間委員長、登壇願います。

秋 間
委 員 長

予算審査特別委員会に付託されました予算審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、去る3月8日に開かれた第1回定例会において設置され、27年度各会計予算9件が付託されました。委員会は10日から開催し、理事者の説明を受けた後審査に入り、各会計ごとに質疑、討論を経て、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第であります。

議長を除く全議員をもって構成する特別委員会でありますので、審査の詳細についての報告は省略いたします。

採決の結果、付託議案全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託された予算審査の経過と結果を申し上げて報告といたします。

加納議長

ただいま報告の議件については質疑を省略し、一括して討論及び採決を行います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

これより討論を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第47号から議案第55号までの9件について、委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第55号までの9件は、原案のとおり可決されました。

1 1

日程第11、追加議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例の改正につきましては、平成26年の人事院勧告等により各種手当の改正及び給料表を2%引き下げをする改正であります。

説明資料の1ページをごらんください。まず、第8条の4は単身赴任手当の改正であります。2万3,000円を3万円に、また距離に応じて加算する額の限度額を4万5,000円から7万円に改正し、その距離区分ごとの金額は規則で定めるものであります。現在町においてこの手当の対象となるのは、高校の教員ぐらいであります。

第9条の3は、地域手当の支給率の限度額の改正であります。100分の12から100分の20に改めるもので、この率は東京都の特別区の場合、この限度の100分の20とするものであります。この手当の対象となるのは、町から研修等で東京や札幌へ派遣する職員等が該当するものであります。

次に、第13条の3は管理職員特別勤務手当の改正ですが、今までは勤務を要しない日、土曜や休日、それから年末年始等の休みの日に勤務した場合に手当を支給することとしていたものであります。資料の2ページにかけまして第2項といたしまして、平日に災害等で管理職員が深夜零時から5時までの間に勤務した場合にこの手当を支給することとするものであります。

第3項では、この手当の支給の限度額を定めるものでありまして、第1項では勤務を要しない日でございますけれども、これは1万2,000円、平日の部分については6,000円とするものであります。

第4項につきましては、この第3項を追加したことで1項繰り下げるというものであります。

次に、給料表の改定であります。民間の給料の低い地域の実態に従いまして、比較的年齢の高い層の給料について約2%の引き下げを行うものと、それと同時に4級の号給でございまして、これを12号給延ばして3年間分でございます。3年間分を追加するものであります。この部分につきましては、道職員の給料表に合わせるもので

あります。

改正の附則でございますけれども、議案の5ページであります。第1条では、施行期日でありまして、平成27年4月1日からであります。

次のページに行きまして、第2条でございます。これは、切りかえ日の異動者の号給でありまして、上の級に昇格をする場合に切りかえ表によりどこの級に位置づけをするかが決まるわけでございますけれども、切りかえ前の日に切りかえたということで、その後に昇格した場合に以前より低い号給に位置づけされる場合がありますので、これを調整できるようにするというところであります。これについては、本町については対象者はありません。

第3条では、給料の切りかえに伴う経過措置でありまして、この給料表の改定によりまして給料月額が下がるわけでございますけれども、そういう職員も出てくるわけでございますけれども、この場合平成30年3月31日までの3年間、今の給料額を保障するというものであります。現給保障をするというものであります。

第4条では、単身赴任手当の特例でありまして、この手当は平成30年3月31日までの3年かけて徐々に引き上げを行うこととしまして、その額については規則で定めることとするものであります。

第5条は、規則への委任事項であります。

ここで説明資料の2ページに戻っていただきまして、一番最後の下段のほうに本則の附則が載せてあります。第5条の改正でございますけれども、当分の間を平成30年3月31日までと改正するものでございますけれども、現在6級にある55歳以上の職員につきまして、課長職でございますけれども、現在は本俸から1.5%削減をされているわけですが、今回の改正で3年間はこの1.5%を削減後の現給が保障されるわけでございますけれども、これが切れてからは、それ以降でございますけれども、この1.5%とさらに給料表でも下がることとなります。したがって、この1.5%削減というところを削除、この削減については3年間で廃止をするというものでございます。

この条例改正に当たりましては、職員組合との合意が調ったため、今議会に追加として提案をさせていただいたものであります。

以上で議案第56号の説明といたします。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。11番、大西議員。

大西議員

国家公務員の人事院勧告に伴って、これに合わせて改正するようでありますけれども、私は第8条の単身赴任の月額を3万円に上げると。7,000円上げると。それから、交通費のあれが4万5,000円から7万円ということで、こういう僻地にしてみれば一人でもここに住んでほしいのに、夫婦で住んでほしいのに金を多く出して単身赴任でもいいよみたいな話になっていくと、何もこれ国のやつに準ずる必要ないので

ないかなと思うのですけれども、今学校の先生が代替っているのですけれども、我々も小学校なんかみんな単身赴任ならまだいいけれども、全部通ってしまったら、校長、教頭でも単身赴任でいたりなんていうのはありますから、これを国家公務員のあれが人事院勧告で変わったのに伴ってやるわけですから、それをやらなければならないものなのか。それは、国の人事院勧告が地方も全部あわせてやれというのならいいけれども、何か単身赴任を奨励するようなこういう決めってどうなのかなと思うのですけれども、町長どう考えますか、これ。

加納議長
柴田
副町長

副町長。

町の職員の給料については、本来は独自で決められるのですが、それを決めるとすれば人事委員会等を設置しなければならないこととなりますし、そういった小さな町村においては国のそういった人事委員会等の人事院規則にのっとって改正するということが一番合法的なのかなというふうに思っております。

単身赴任手当を奨励するというのではなくて、単身赴任は町から、例えば東京や何かへ行った場合の単身赴任でございますので、その部分については家族は土幌町には残ることになりますので、そういう場合が本町の場合は主なものかなというふうに思っています。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。
理解はしました。

それで、今の話聞くと、職員の給与については人事院勧告に従わなくてもいいと。これ人事院勧告で上げられ下げれと言ってくるたびに組合とあれしたからということであるのですけれども、地方の経済ってだんだん疲弊してきている中で、職員給与を下げるのが本当に地方の経済にプラスになるのかならないのかということもあるのだと思うのです。ですから、組合と合意したということですから、組合も納得したのかもしれませんが、幾らでも下げていけば、やっぱり消費につながらなくなっていくということになれば、地方の消費拡大にはなっていないのだと思うのです。いろんな形で町はプレミアム商品券に助成したりなんかして経済の活性化喚起、呼び戻そうとしているのだけれども、また一部でこういうことをやると、それが本当にプラスになるのかなと思うのですけれども、0.1%か0.5%か、そのぐらいのこと一々下げなかったらうちの財政がもたないわけでもありませんから、余りちょこちょこ、ちょこちょこ、道職員なんか特に言うのですけれども、国家公務員と比べたら本当にたまらないぞと、10%も給与削減されてという話もあって、士気にプラスにならないのだと思うのです、余りそういうことばかりやっていると。ですから、少しそういうことも考えて、今後人事院勧告に従わなくてもいいのであれば、ぜひそういうふうな傾向にしていきたいなと思います。

加納議長

ほかにございませんか。

		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより追加議案第56号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 2		日程第12、追加議案第57号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第57号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例案につきましても議案の第56号と同様に平成26年の人事院勧告によるものであります。 説明資料の9ページをごらんください。この条例の改正は、任期つき職員の給料表の改定のみでありまして、この給料表のとおり改正をしようとするものであります。本町の場合は5級から8級までの分は国と同じでございますけれども、その下、1号から4号給までを本町独自なもので定めておりまして、ここの金額につきましては5号給と6号給の差を各級から、例えば4級であれば5号給からその分を引き下げて1号給ずつ同様に引き下げているものでございます。 議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行時期は平成27年4月1日からとするものであります。 あとは、切りかえ日からの、これは現給保障の部分について附則で規定をするものであります。 以上で議案第57号の説明といたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより追加議案第57号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3		日程第13、追加議案第58号「へき地保育所条例の全部を改正する条例案」 を議題といたします。
		朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第58号 へき地保育所条例の全部を改正する条例案について説明をいたします。

副 町 長 この条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴いへき地保育所の入所者に対する給付要件及び保育料を定めるとともに、条文を整理するため全部を改正するものでございます。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、へき地保育所事業におきましては特定地域型保育事業への移行が基本となるものでございますけれども、この事業への移行が困難であるへき地等につきましては、特別に活用することができる特例地域型保育給付費、特例給付を受けるためのものであります。

特に第4条の入所の資格、第7条の保育料の条文化ということが条件になりますので、これで特例給付が受けられるということで改正をするものでございます。

説明資料の10ページをお開きください。第1条では、へき地保育についての条文の整理でございます。

第2条は、今までどおり3カ所ということで変更はございません。

第3条の開所時間及び休所日について、条文を整理するものであります。

第4条は、新たに入所の資格についての規定を設けたものでございます。

第5条につきましては入所の手続、第6条につきましては入所の承認の取り消しについての規定でございます。

第7条の保育料についての規定であります。第2項に定める別表をごらんください。資料は14ページであります。現在は、現状一律の1万5,000円からでございますけれども、これを世帯の所得に応じた額とし、3段階としたところであります。この額は上限とするものでありまして、資料12ページへ戻っていただきまして、へき地保育所は上居辺と佐倉があるわけでございますけれども、それぞれの現在の保育料は規則で定めるといふことといたしまして、第1項にその規定を定めたところであります。

これ以降につきましては条文の整理でありまして、現行とほぼ同じ内容であります。

附則の施行時期でありますけれども、平成27年4月1日からとし、2では準備について施行期日前からできることとするものであります。

以上で議案第58号の説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより追加議案第58号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 4	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第14、追加議案第59号「平成26年度士幌町一般会計補正予算」 を議題といたします。
	寺田総務 企画課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、寺田より説明申し上げます。 議案第59号 平成26年度士幌町一般会計補正予算〔第9号〕でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億8,039万1,000円に改めようとするものでございます。 繰越明許費は、「第2表 繰越明許費」によるものといたします。 今回の補正予算でございますが、国の平成26年度補正予算であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に要する経費の計上でございます。 交付金事業の実施計画としまして、国へ提出いたしました事業名は、地方創生先行型といたしまして、総合戦略策定事業、婚活推進事業、交通弱者移動支援対策事業、移住促進事業、乳幼児等医療費助成事業の5事業、地域消費喚起型・生活支援型といたしましてプレミアム商品券発行事業の1事業、合計6事業となったところでございます。 今回の予算計上につきまして、地方創生先行型事業の経費につきましては、総務管理費に新たに目として地方創生先行事業費を新設いたしまして、予算計上を行ったところでございます。 なお、乳幼児等医療費の経費につきましては、民生費の既存科目に計上しております。 それでは、歳出から説明いたしますので、7ページをお開き願います。2款1項17目地方創生先行事業費ですが、8節報償費は総合戦略策定に向けた検討会等の講師謝礼、婚活推進相談員報償で合わせまして109万円、9節旅費では移住フェアの参加などの旅費として55万5,000円、11節需用費ではコミバス運行にかかります消耗品費、印刷製本費を、移住用といたしまして公営住宅修繕料を合わせまして261万3,000円を計上しております。12節役務費は、移住定住用の広告料といたしまして50万円、13節委託料では総合戦略策定支援業務、コミバス運行業務、コミバスバス停看板等作成委託料、合わせまして1,069万2,000円を計上、14節使用料及び賃借料は移住フェア出展料2カ所分で30万円、19節負担金補助及び交付金では婚活推進事業、定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金で1,075万円を計上しております。特定財源

といたしまして、地域住民生活等緊急支援交付金創生先行分といたしまして2,347万4,000円を充当しております。

次に、8ページでございます。3款2項5目乳幼児等医療費では、20節扶助費で乳幼児等医療費を450万円計上し、特定財源といたしまして地域住民生活等緊急支援交付金創生先行分400万円を充当しております。

7款1項1目商工振興費では、19節負担金補助及び交付金で商品券発行事業助成金2,179万6,000円を計上しております。特定財源といたしまして、地域住民生活等緊急支援交付金消費喚起分といたしまして1,679万6,000円、道のプレミアムつき商品券発行促進事業補助金500万円で、合わせまして全額を充当したところでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページをごらんいただきたいと思っております。特定財源以外の一般財源ですが、9款1項1目地方交付税の普通交付税に352万6,000円を計上いたしまして、収支のバランスをとったところでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございますが、今回の補正予算にかかわります全ての事業につきまして、年度内に完了することが困難なことから翌年度へ繰り越しし、実施しようとするものでございます。6事業総額で5,279万6,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。11番、大西議員。

大西議員 7ページの委託料で総合戦略策定の委託料400万円なのですけれども、どういうところに委託するのですか。

加納議長 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時02分 再開

加納議長 休憩を解きます。

総務企画課長。

寺田総務 総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

企画課長 現在ぎょうせいですとか日コンとか、コンサルタント会社と下交渉をしているところでございまして、大体この範囲内で可能というようなことで進める予定でおります。

加納議長 11番、大西議員。

大西議員 この間も道の駅のドーコンの委託料で出てきた資料を見ると、何だこれと。これ職員でつくれないの。それは、ぎょうせいだとかなんだ

とかと、あいつらはプロだから、あの人は全国の話だから。うちはうちの士幌町の特徴を生かした戦略をつくらないとだめなのでしょう。ここに住んだこともない人らが、札幌の人だとか東京の人だとか、金400万円やるからつくれと言ったら、それは立派な絵描くかもしれない。この間のドーコンのあれみたく立派でもない絵描いてくるのだけれども、いいとこどりだけして描いてくるだけなのですから、こういうのをやっぱり町職員も含めて、町民だとかいろんなところでやるのが本当だと思う。そんなもの、どこかに丸投げしてつくったやつ、それに合わせて我々動くの。やっぱり士幌に住んだ、士幌の特徴をわかっている、風土もわかっている、人間性もわかっている人たちがいろんなことを考えて士幌町をどうしようかということを考えるのが本当であって、業者に丸投げして400万円使ってやること。多分これ議員みんなそう思うと思うのです。やっぱり外へ出したほうがいいのでないかと、それは格好いいものつくってくるかもしれない。だけれども、それが本当に戦略になるのかというと、私は疑問だと思いますけれども、町長どう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

今回の交付金の中に策定費として1,000万円、一応枠組みとして入っているのです。けれども、私どもとしては今大西議員が言われたようなこともありますし、それから国も丸投げはだめよという、こういう言い方なので、なるべく地元がやって、専門的な調査だとか、それと国とのやりとりが結構シビアというのですか、なかなかこれがいいとか悪いとかということがあるので、その調整なんかも含めて、基本的には町内の、先ほど報償出ていましたけれども、そういう町内の研究会と町民のいろんな皆さんから機関から入っていただいて、そういう検討委員会をつくりながら、あと専門的な分野だけそういうふうな委託をお願いしてやろうということでもありますから、それらに基づいて議会とも協議しながら、できる限り独自色の強いものをつくっていききたいなというふうに思います。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

国とのやりとりが結構難しいと言うけれども、加藤議員が一般質問したように、やっぱりこれはこれからだんだん地方が下になってくるから、国とのやりとりをどんどんしていかなければならないと思うのです。やっぱりスキルを上げていかないと。だから、そういう業者に任せてやってもらうよりは、職員が汗かいて国と対等にやれなかったら、地方のこういうものは無理だと思う。間にそういう業者入れて、楽な思いで職員いこうとするのか、専門的なことあるけれども、それは勉強しないと。だから、汗かくからいいものができるので、それは丸投げはだめだよと言うから1,000万円来たうちの400万円そっちやって、600万円こっちでやりますよという話だと思うのだけれども、

何となしに我々はそういう何でも……もう委託料ばかりなのです。本当にこの間の道の駅のドーコンのなんか見てみると、これで何百万円も払ったのという、これから少しずつまた違うやつ出てくるのだと思いますけれども、本当にこれで金使ってやったことが効果あって、道の駅でもなるのかなと思ったら、本当に何でも委託料、委託料で出すことが……そんななら町職員半分でもいいわ。みんな委託に出してしまえばいいぐらい、そう思ってしまうよ。だから、もう少し職員で汗かいて、こんなやつこそが汗かくべきだと思いますけれども。それは町長、国とのやりとりだって1回やれば少し覚える、2回やっていると……だんだん覚えていかなかったら、いつまでたたって業者に間抜かれる。無駄な金だけ使うような格好になると思うのですけれども、どうですか町長。

加納議長

町長。

小林町長

私どもできる限り職員だとか町民の参画いただいてつくるのですけれども、ただ総合戦略、いずれにしても1年間で作くり上げなければならないということがありますから、できる限り専門的な調査だとか、そういうことに少し限定しながら、予算的には400万円組むのですけれども、あくまでも400万円全てということではなくて、できる限りやった中でどうしても必要なものだけは委託をしていくという、そういう姿勢で策定をしていきたいと思います。

加納議長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより追加議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 5

日程第15、意見書案第1号「**「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書案**」を議題といたします。

意見書案第1号から第3号については、朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これより意見書案第1号を採決します。

1 6	加納議長	<p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、意見書案第2号「T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書案」を議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、意見書案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 7	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第17、意見書案第3号「農協関係法制度の見直しに関する意見書案」を議題といたします。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより意見書案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 8	藤 内 総務係長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、決議案第1号「教育委員会の中立性を堅持する決議について」を議題といたします。</p> <p>職員に朗読させます。</p> <p>教育委員会の中立性を堅持する決議（案）。</p> <p>政府は2014年6月20日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、2015年4月1日から施行するとした。</p> <p>今回の改正は、教育委員会を合議制の執行機関として残すものの、①首長が教育に関する「大綱」を策定する、②教育委員会と教育長を一本化した「新教育長」が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する、③首長が主宰する「総合教育会議」を新設する、など首長・教育長の権限を強めている。</p> <p>これにより、首長が新教育長の任命権を有し、首長が主宰する総合教育会議で教育委員と協議・調整を行うなど、教育の中立性がそこなわれることが懸念される。</p>

教育委員会制度は、戦前・戦中の教育行政システムが大きな惨禍をまねいたことを反省し、教育の独立性・自主性・自律性を確保するために授けられたものである。

したがって、法施行後も教育の政治的中立性・継続性・安定性を担保し、子ども・保護者・地域の要請にもとづく民主的な教育委員会体制を堅持することを強く求める。

記

1 教育委員会制度については、法施行後もこれまでと同様に「政治的中立性」「教育の継続性・安定性」「地域の要請の反映」を維持・継承する制度を堅持すること。

2 教育委員会での決定や運営については、保護者・学校現場・地域住民の意見を十分反映する民主的な教育委員会制度となるよう努めること。

以上、決議する。

平成27年3月13日。

北海道士幌町議会議長、加納三司。

以上です。

加納議長 決議案第1号について提案者の説明があれば許します。7番、服部議員。

服部議員 ございません。

加納議長 これより質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより決議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

職員に朗読させます。

藤内 平成27年3月13日。

総務係長 士幌町議会議長、加納三司様。

議会運営委員長、清水秀雄。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、(1)、議会の運営に関する事項、(2)、議長の諮問に関する事項、(3)、議会の活性化に関する事項。

2、理由、調査未了のため。

加納議長	3、期間、4月30日（任期満了）まで。 以上です。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。
	（異議なし）
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。 お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。 したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに異議ありませんか。
	（異議なし）
加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 以上で平成27年第1回土幌町議会定例会を閉会いたします。
	（午後 2時15分）